

## くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2018年10月26日)

第187号 (2016年度・第18号) / 電話: 083-933-5034・メール: [fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)サービス残業根絶、過労死等のない山口大学を実現しましょう  
～組合の申し入れを受けて、学長通知出される(10/15)～

教職員の皆さんへ各勤務時間監督者を通じて、『過労死等防止啓発月間』の周知及び勤務時間の適切な管理について(依頼)との学長通知が届いていると思いますが、この通知は組合が大学へ申し入れた趣旨を前向きに受け止めて発したものです。すべての職場でこの通知を徹底し、長時間労働削減・「サービス残業」根絶・過労死等ゼロの山口大学を実現しましょう。

組合の申し入れは、10月12日(金)に学長宛に提出した「年次有給休暇取得促進期間及び過労死等防止啓発月間への対応等について(2頁参照)」ですが、これへの学長名回答(3頁参照)は10月18日(木)に福岡人事課副課長及び中谷人事課サービス管理係長から組合に届けられる等、前号でお知らせしました失効年休積立制度についての申し入れに対する回答同様、迅速に検討いただいた上に、内容的にも組合の要望事項をほぼ全面的に受け入れるものとなっています。



### 年末(常勤)、年度末(非常勤)へ向け年休取得率向上をはかきましょう! 計画年休制度(労使協定にもとづく)の導入で長期休暇を増やしましょう!

学長通知(10月15日付)には、別紙として2018年5月28日付学長名の勤務時間監督者宛事務連絡「勤務時間の適切な管理及び年次休暇の計画的使用について」等を付し、全体として、長時間労働削減と年次休暇取得促進を促すものとなっています。

組合が、「過重労働解消セミナー(11/14・下関市)」及び「過労死等防止対策推進シンポジウム(11/27・山口市)」の周知を求めたところ、「勤務時間監督者をはじめすべての教職員へ周知」「参加する場合は出張扱い」との回答が示されました。この他、ブリッジホリデー等の計画年休制度導入提案については「別途検討」とされています。

### ご存知ですか? 厚労省が職場のパワーハラスメント防止対策報告書を公表 ～行為者の刑事責任、事業主への損害賠償請求問題等の対応策案も～

半年以上近く前になりますが、厚生労働省のもとに設置された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が3月30日に報告書を公表しています。これによれば、職場のパワーハラスメントの概念を①優越的な関係に基づいて行われること②業務の適正な範囲を超えて行われること③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または職場環境を害すること、とされています。具体的には「身体的攻撃・精神的攻撃・人間関係からの切り離し・過大または過小な要求・個の侵害」などを例示しています。



問題は対応策ですが、その結論は今後の労働政策審議会での議論に委ねられています。しかし、「対応策案」として注目すべきことに、「行為者の刑事責任、民事責任(刑事罰、不法行為)」「事業主に対する損害賠償請求の根拠の規定」等が示されています。

山口大学では、大変残念なことに、教授から他の教員、課長等から部下の事務職員等へのパワーハラスメントと思しき事例が後を絶ちません。そうした被害者の方が組合に相談に来られることもしばしばあります。組合としては、「ハラスメント防止・対策委員会」が「ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」の「被害者の側に立った制度」「被害を受けたとされる者の意思を尊重し、その救済に当たる」という定めを踏まえて、「証拠不十分」として加害者認定を避けるのではなく、総合的な判断にもとづいた加害者認定による被害者救済をしっかりと行うことを求めます。

2018年（平成30年）10月12日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



### 年次有給休暇取得促進期間及び過労死等防止啓発月間への対応等について

このことについて、厚生労働省が進めている「過労死等防止啓発月間（11月）」に加えて、「年次有給休暇取得促進期間（10月）」についても、各部署・教職員への周知を行われることと推察しております。

なお、年休取得促進につきましては、学長名の本年5月28日付け事務連絡「勤務時間の適切な管理及び年次休暇の計画的使用の促進について（通知）」において、山口大学として全教職員の平均取得日数を平成29年度の「6.6日」から平成30年度は「7.5日」を目標としてとりくむべく、山口県庁労働政策課やまぐち働き方改革推進会議に届けられたことを明らかにしておられます。

つきましては、「月間」の趣旨等を踏まえて、下記のことをとりくんでいただくよう申し入れる次第です。

#### 記

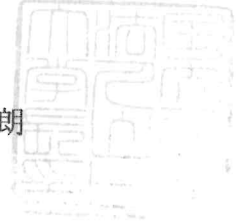
1. 県内で開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム（11月27日・山口市）」及び「過重労働解消のためのセミナー（11月14日・下関市）」について、勤務時間監督者はもとより、教職員についても、場合によっては研修扱いとする等の措置も講じていただく等して参加を促進していただくこと。
2. 現時点での平均年休取得日数等を明らかにした上で、残された期間での目標達成のためのとりくみを推進していただくこと。
3. 平均取得日数の大幅引き上げを図るべく、夏季・年末年始・大型連休や飛び石連休時のブリッジホリデー等の「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入等を検討課題としていただくこと。その際、教育・医療等に係る教職員については、それぞれの勤務形態を踏まえた弾力的かつ現実的な措置の検討を行っていただくこと。

以 上

平成 30 年 10 月 18 日

山口大学教職員組合執行委員長  
鴨 崎 義 春 殿

山口大学長  
岡 正 朗



年次有給休暇取得促進期間及び過労死等防止啓発月間  
への対応等について（回答）

平成 30 年 10 月 12 日付けで依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 申し入れのありましたシンポジウム及びセミナーについて、勤務時間監督者をはじめすべての教職員に周知します。  
なお、参加する場合は出張扱いとします。
2. 現時点で、すべての教職員の年次休暇取得日数を出すことについては、各勤務時間管理員の業務が膨大となるため、困難と考えます。  
なお、年次休暇等についてオンラインで管理出来るようになりました時に、前向きに検討させていただきます。
3. 長期休暇についてはその取得がしやすくなるよう別途検討中です。

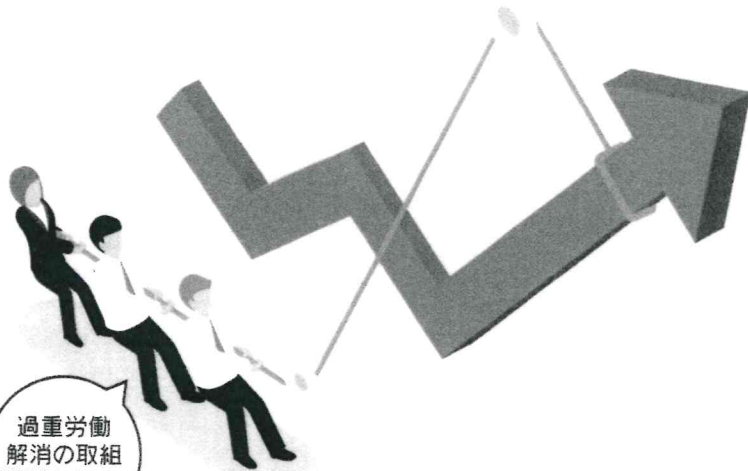
以上

平成30年度 厚生労働省委託事業  
過重労働解消のためのセミナー

9月より全国47  
都道府県で開催!



# 働き方を見直して人手不足解消と 生産性向上を目指しませんか?



参加費  
無料

各回定員  
約100名  
事前予約制  
(先着順)

【東京・名古屋・大阪で  
グループワーク型  
セミナーも実施】

4  
過重労働  
解消の取組  
事例を紹介!

【下関会場】  
2018/11/14 山口県 下関市 海峡メッセ下関 801大会議室

## 働きがい得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。



受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間 14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など  
テキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

申込方法 ●本紙裏面のFAX申込書  
FAX:03-5913-6409

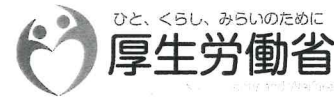
●専用webサイトへ  
LEC 過重労働解消



受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。  
※受講日の5～6日前にお申込みされた方は、会場にて氏名確認で受講できます。

※お持ちいただいた個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。  
開示で第三者に提供することはありません。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム

## 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 平成30年11月27日(火)  
13:30～16:00 (受付13:00～)

会場 山口市民会館 小ホール  
(山口県山口市中央2丁目5番1号)

参加  
無料

【定員】150名

主催：厚生労働省

後援：山口県、山口市、山口県弁護士会、山口県社会保険労務士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

お問い合わせは 受託運営：LEC東京リーガルマインド 過重労働解消のためのセミナー事業事務局 担当 声立・小田

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL：03-5913-6085(平日9時～17時) FAX：03-5913-6409

E-Mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/